

生涯学習分野に係る神奈川県教育委員会教育長賞に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県教育委員会教育長等の表彰の取扱いに関する要綱第20条に基づき、同要綱第5条第3号に規定する表彰のうち、生涯学習分野に係る教育長賞（以下「教育長賞」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 教育長名で表彰することが適当と認められる場合、賞状の交付及び教育長賞の杯、楯等への名義使用の承認（以下「教育長賞の交付等」という。）を行うものとする。

(交付基準)

第3条 教育長賞の交付等を行う審査会、コンクール、その他の行事、催し等（以下「行事等」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 生涯学習分野に係る神奈川県教育委員会の後援についての取扱要領に基づき後援名義の使用の承認を受けていること。
- (2) 県内において広く県民から公募して実施されていること。
- (3) 特に優れた成績をあげたものを教育長名で表彰すること。

(教育長賞の交付等申請)

第4条 行事等の主催者が教育長賞の交付等を受けようとするときは、事業開始日の2月前までに教育長賞交付等申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に申請しなければならない。

- (1) 実施要項
 - (2) 審査規定（審査基準等）
 - (3) 審査員（選考委員等）名簿
 - (4) 賞の内容について記載された書類
 - (5) 定款、寄附行為、規約又は会則等の団体の概要を明らかにする書類（国及び地方公共団体並びにこれらに類する機関は除く。）
 - (6) 役員名簿（国及び地方公共団体並びにこれらに類する機関は除く。）
- 2 前項に定める書類のうち、第3条第1号の後援名義の使用承認申請を行う際に提出しているものについては、添付を省略できるものとする。

(教育長賞の交付等)

第5条 教育長は、前条の申請に基づき教育長賞の交付等を行うことが適当であると認めたときは、教育長賞交付等通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(教育長賞受賞者等の報告)

第6条 賞状の交付を受けた者は、教育長賞受領書（第3号様式）を、生涯学習課に提出しなければならない。

2 教育長賞の交付等を受けた者は、事業終了後1月以内に受賞者報告書(第4号様式)を、生涯学習課に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。